

## **「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 16 条第 2 項に基づく預金保険機構に対する資金の貸付けの実施要領」の廃止等に関する件（9 月 15 日）**

本委員会は、令和 8 年 9 月 15 日、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 143 号）第 18 条の規定により預金保険機構の金融機能早期健全化勘定が令和 8 年 9 月 30 日に廃止されることに伴い、次の 1. の規程を令和 8 年 9 月 30 日をもって廃止するとともに、次の 2. の規程を別紙. のとおり一部変更し、令和 8 年 10 月 1 日から実施することを決定した<sup>注 1)</sup>。

（廃止する規程）

1. 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 16 条第 2 項に基づく預金保険機構に対する資金の貸付けの実施要領」（平成 12 年 9 月 22 日決定）

（一部変更する規程）

2. 「日本銀行業務方法書」（平成 10 年 3 月 24 日決定）<sup>注 2)</sup> . . . . . 別紙.

---

注 1) 「[「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 16 条第 2 項に基づく預金保険機構に対する資金の貸付けの実施要領」の廃止等に関する件](#)」をご参照ください。

注 2) 今回の改正を反映した全文は、「[日本銀行業務方法書](#)」をご参照ください。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

- 別表を横線のとおり改める。

別表

| 法 律                                                                                                          | 業 務                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条第二項                                                                         | 略（不変）                                         |
| §                                                                                                            |                                               |
| 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十五条第二項（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）附則第五条第二項の規定により適用される場合を含む。） |                                               |
| <del>金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第十六条第二項</del>                                                     | <del>預金保険機構に対する資金の貸付け（金融機能早期健全化業務に係るもの）</del> |
| 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第四十四条第五項（附則第四条第二項の規定により適用される場合を含む。）                                      | 略（不変）                                         |
| §                                                                                                            |                                               |
| 米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号）第三条                                                                       |                                               |

（附則）

この業務方法書の一部変更は、令和八年十月一日から実施する。